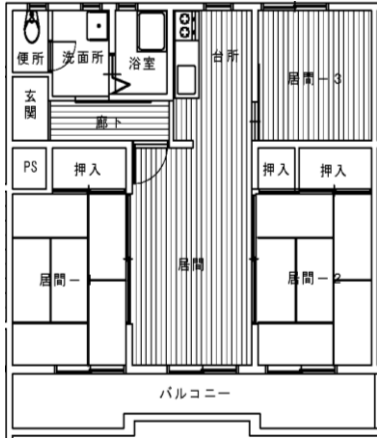
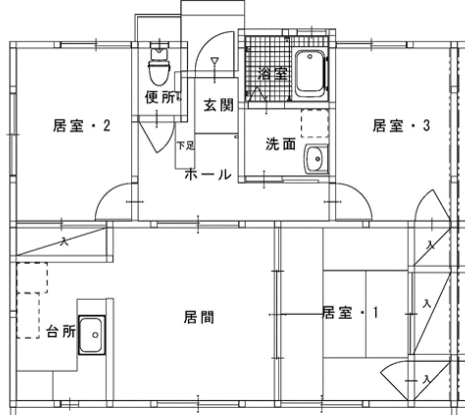
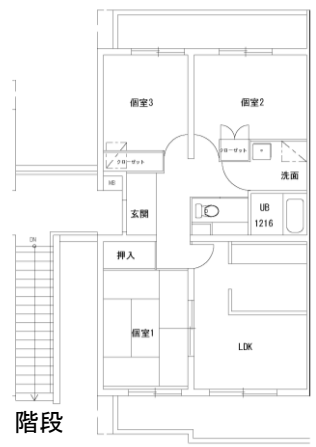


回 覧

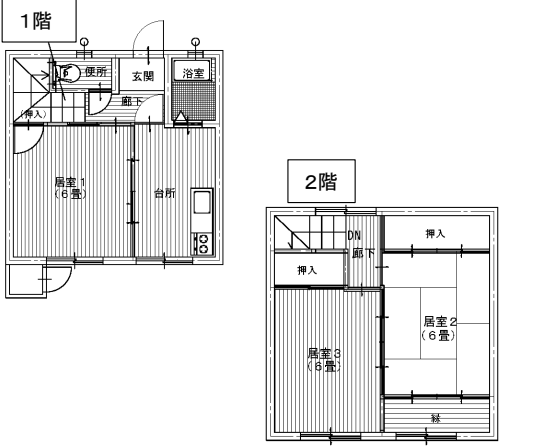
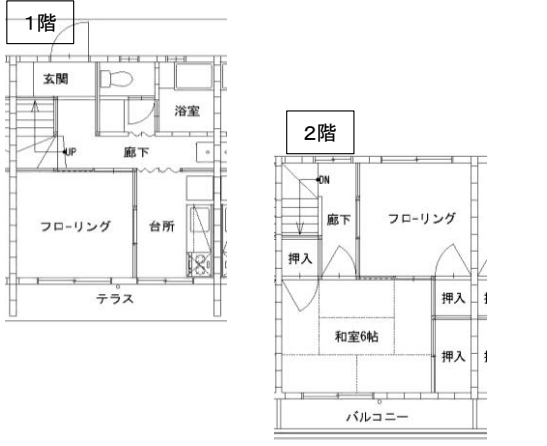
『 住 宅 入 居 者 の 募 集 』

下記及び裏面のとおりに入居者を募集します。

住宅の種類	町営住宅		特公賃住宅
団地名	水の下団地	新小浜団地	上ノ坂特公賃団地
住宅の所在地	宮崎町	小浜町	宮崎町
募集住宅	一般世帯(家族世帯)向け 2号、4号	一般世帯(家族世帯)向け ND2号、ND3号	一般世帯(家族世帯)向け A棟204号
住宅の規模	3DK(コンクリート造・1階) 和室6畳2間、洋室4.5畳1間	3DK(木造平屋) 和室6畳1間、洋室2間	4DK(コンクリート造・2階) 6畳2間、洋室4.5畳1間
入居資格	①収入基準額 所得≦158,000円 ※家族状況によって算定結果が異なりますので、事前に担当へご確認ください。 ②現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※本人及び同居しようとする家族で家屋を所有していない方 ③本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ④小値賀町への定住の意思があること。	①収入基準額 所得≦158,000円 ※家族状況によって算定結果が異なりますので、事前に担当へご確認ください。 ②現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※本人及び同居しようとする家族で家屋を所有していない方 ③本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ④小値賀町への定住の意思があること。	①収入基準額 200,000円≦所得≦601,000円 ※所得が200,000円に満たないものについては、所得の上昇が見込まれるものに限りません。 ②現に住宅に困窮していることが明らかな場合。 ※本人及び同居しようとする家族で家屋を所有していない方 ③本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ④小値賀町への定住の意思があること。
入居期間			
家賃	最低家賃(月額) 16,000円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は入居者の収入状況により決定します。	最低家賃(月額) 17,200円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は入居者の収入状況により決定します。	最低家賃(月額) 40,500円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は入居者の収入状況により決定します。
間取図			

他住宅の情報、申込方法等につきましては裏面をご覧ください。

(裏面)

住宅の種類	町有住宅		申込方法
団地名	宮崎町定住促進住宅	斑住宅	申込の際に下記書類を添えて、お申し込みください。 ①入居申込書 ②申込調査票 ③同意書 ④納税証明書(未納がない証明書) ⑤無資産証明書 ⑥マイナンバーがわかるもの ※①入居申込書②申込調査票③同意書は建設課で備えています。 ※税金の未納がない証明書及び無資産証明書は住民課での発行となります。
住宅の所在地	宮崎町	斑在	
募集住宅	一般世帯(単身入居可)向け B棟1号	一般世帯(単身入居可)向け 1号、3号	
住宅の規模	3K(コンクリート造・2階) 和室6畳1間、洋室6畳2間	3K(コンクリート造・2階) 和室6畳1間、和室4.5畳2間	
入居資格	①Uターン者又はIターン者で、本町での居住期間が3年に満たない者。 ※ここでのUターン者とは、小値賀町で生まれ育った人が一度町外で生活した後、町内に戻り生活する者。 ※Iターン者とは、小値賀町外で生まれ育った人が、町内で生活をする者。 ③本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ③小値賀町への定住の意思があること	①現に住宅に困窮していることが明らかであること。 ②本人及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 ③小値賀町への定住の意思があること。	
入居期間	3年以内(町内で安定した生活を築くまでの期間)		
家賃	家賃(月額) 10,000円 ※定額	最低家賃(月額) 9,800円 ※上記は最低家賃であり、実際の家賃は入居者の収入状況により決定します。	受付期間 令和4年12月2日(金)まで
間取図			(注意事項) ※申し込み者数が、募集戸数よりも多い場合は、選考又は抽選となります。 また、住宅及びその敷地内で、犬・猫等の動物を飼育しないことも入居の条件となります。 【連絡先】 小値賀町役場 建設課 建設管理班 TEL 0959-56-3111